

舞鶴市優秀文化賞表彰基準

(趣 旨)

第1条 文化・芸術（文化芸術基本法第8条から第15条までに掲げる文化芸術をいう）の分野において、優秀な成績または業績を収めた者、又は団体、並びに文化の普及振興に貢献した者、又は団体に舞鶴市優秀文化賞を授与する。

(被表彰者及び表彰の種別と基準)

第2条 本市に居住、在学、勤務する者及び本市出身者（本市の小学校、中学校、高等学校を卒業した者）、その他市長が特に認めた者で、次の基準のいずれかを満たす者を対象とする。なお、表彰は各年に一回限りとする。

(1) 優秀賞

全国大会において3位までの成績を収めた者、又は団体。

国際大会に出場した者、又は団体。

文化・芸術の分野において、特に顕著な業績を収めた者、又は団体。

(2) 特別優秀賞

国際大会において8位までの成績を収めた者、又は団体。

文化・芸術の分野において、国際的に優秀な業績を収めた者、又は団体。

(3) 功労賞

多年にわたり優秀な人材の育成に功績のあった指導者（おおむね10年以上）

多年にわたり人材の育成に功績のあった指導者（おおむね20年以上）

文化・芸術の普及振興に功績のあった者、又は団体（おおむね20年以上）

(4) 指導者奨励賞

多年にわたり人材の育成に功績のあった指導者（おおむね10年以上）

(被表彰者の推薦及び決定)

第3条 被表彰者については、児童、生徒、学生が在籍する学校の校長、及び関係団体の長の推薦に基づき、別に定める審議会委員の意見を聴いて市長が決定したものとする。推薦書は、別紙様式1のとおりとする。

2 前項以外の被表彰者については、文化振興課において確認のうえ市長が決定する。確認書は、別紙様式2のとおりとする。

(表彰の内容)

第4条 表彰は、表彰状と、記念品を授与する。（指導者奨励賞は表彰状のみ。）

(表彰の対象期間)

第5条 対象期間は、毎年1月から12月末までとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は毎年1回（市長が必要と認める場合は随時）とし、対象期間の翌年の3月末までに行う。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行し、施行後最初の対象期間（第5条）は令和2年1月から12月末までとする。

この基準は、令和6年3月31日から施行する。

文化芸術基本法に掲げる文化芸術

第8条【芸術】文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踏・その他の芸術 第9条【メディア芸術】映画・漫画・アニメーション・

コンピュータ・その他の電子機器等を利用した芸術 第10条【伝統芸能】雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・組踊・その他我が国古来

の伝統的な芸能 第11条【芸能】講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱・その他の芸能 第12条【生活文化】茶道・華道・書道

食文化・その他の生活に係る文化 【国民娯楽】囲碁・将棋・その他の国民的娯楽 ※出版物・レコード等 第13条【文化財】第

14条【地域における文化芸術】地域固有の伝統芸能・民俗芸能 第15条【国際交流】